

附則 (前文)

本市のこれまでの障がい者福祉の取組みを振り返るとともに、障がいを理由とする差別の現状や課題を認識し、「行田市第6次総合振興計画」「行田市地域福祉推進計画」「行田市障がい者計画」などの基本理念を念頭に、条例を制定する主旨を前文において明らかにする。

・ 行田市第6次総合振興計画

基本理念：『いにしえと未来を紡ぐ 誇れるまち ぎょうだ』

・ 行田市地域福祉推進計画：基本理念

基本理念：『誰もがお互いに支えあい、自分らしく生き生きと暮らせる共生のまち 行田』

・ 行田市障がい者計画

基本理念：『共に学び、共に働き、共に生き、参加するまちづくり』

(1) 総則

目的 (第1条)

条例の目的「障がいを理由とする差別の解消を推進し、障がいの有無により分け隔てられることのない社会 (地域共生社会) の実現を目指すこと」を主旨として明記する。

用語の定義 (第2条)

条例で用いる用語を定義し、共通の理解を持って条例の解釈ができるように必要事項を明記する。

「障がいのある人」、「社会的障壁」、「障がいを理由とする差別」、「不当な差別的扱い」、「合理的配慮」、「差別」、「市民」、「事業者」

基本理念 (第3条)

障がいを理由とする差別をなくすための取組みを推進し、共に安心して暮らしていける共生社会の実現を目指すための基本的な理念を明記する。

- ・ 障がいに対する理解を深め、社会的障壁の除去を目指すものとする。
- ・ 障がいを理由とする差別によって、権利利益を侵害されないこと
- ・ 誰もが声をあげ、誰もが尊重し理解し合える社会づくりを目指す。

(2) 差別解消

差別の禁止 (第4条)

市及び事業者は、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がい者の権利利益を侵害してはならない旨を明記する。

市の責務 (第5条)

市は、障がい及び障がい者に対する施策を実施し、障がいを理由とする差別を解消し、障がいの有無にかかわらず、共に地域で安心して暮らすことができる社会の実現のための必要な施策を計画的に実施するよう明記する。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する実態を把握し、定期的に検証することで障がい福祉施策に反映させるよう努めることを明記する。

また、市は合理的配慮を行わなければならない旨について明記する。

#### 市民の責務（第6条）

障がい及び障がい者に対する理解を深め、市が実施する障がいを理由とする差別の解消に向けた施策に協力するよう明記する。

合理的配慮を求められた場合に、相互に助け合いながら対応するよう明記する。

#### 事業者の責務（第7条）

障がい及び障がい者に対する理解を深め、市が実施する障がいを理由とする差別の解消に向けた施策に協力するよう明記する。

事業者は、合理的配慮を行わなければならない旨について明記する。

また、日頃から、障がい者への配慮に伴う協力体制を確認しておくとともに、障がい者が利用しやすい環境づくりを行い、障がい者への理解が深まる職場づくりを実施するよう努める旨を明記する。

### (3) 紛争解決

#### 相談、情報提供等（第8条）

障がい当事者やその家族、友人・知人等から障がいを理由とする差別の相談があった場合に、的確に応ずることができるよう、体制の充実を図る。その他、相談関係者間の調整、あっせんの申し立ての支援、その他必要な助言及び関係機関への取次ぎができるよう明記する。

#### 助言又はあっせん（第9条）

差別等相談の解決が図れないときは、相談事案の解決のために必要な助言又はあっせんを求めることができるよう明記する。

また、相談事案の当事者その他の関係者に対し、説明又は必要な資料の提出をもとめることができるよう明記する。

#### 勧告（第10条）・公表（第11条）

実効性を確保するため、勧告及びその後の公表の必要性の有無までの規定を含め検討する。

### (4) 雑則

#### その他（第12条）

その他、条例について必要な事項を明記する。

#### 【懸案事項】

- 改正障害者差別解消法に基づく基本方針（ガイドライン）の国からの提示時期により内容が変更となる場合がある。（特に（3）紛争解決について）